

○経済産業省令第六十号

高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和五年政令第二百七十六号）の施行に伴い、並びにガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）及びガス事業法施行令（昭和二十九年政令第六十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十二月二十日

経済産業大臣 齋藤 健

ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令

（ガス事業法施行規則の一部改正）

第一条 ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後

目次

第一章 「略」

第二章 ガス小売事業

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款～第三款 「略」

第四款 認定高度保安実施ガス小売事業者

(第五十一条の二～第五十一条の
十三)

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

改 正 前

目次

第一章 「略」

第二章 ガス小売事業

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第一款～第三款 「略」

〔新設〕

第三章 ガス導管事業

第一節 一般ガス導管事業

第一款・第二款 「略」

第三款 ガス工作物

第一目～第三目 「略」

第四目 認定高度保安実施一般ガス導管

事業者（第百十一条の二～第一百十

条の十二）

第二節 特定ガス導管事業

第一款～第三款 「略」

第四款 認定高度保安実施特定ガス導管事

業者（第百三十一条の二～第一百三

十一条の十二）

第三節 「略」

第四章 ガス製造事業

第一款・第二款 「略」

第三款 ガス工作物

第一目～第三目 「略」

「新設」

第二節 特定ガス導管事業

第一款～第三款 「略」

「新設」

第三節 「略」

第四章 ガス製造事業

第一節・第二節 「略」

第一節・第二節 「略」

第三節 ガス工作物

第三節 ガス工作物

第一款・第二款 「略」

第一款・第二款 「略」

第三款 認定高度保安実施ガス製造事業者

「新設」

(第一百六十六条の二) 第一百六十六

条の十二)

第五章～第八章 「略」

第五章～第八章 「略」

附則

附則

(保安規程)

第二十四条 「略」

(保安規程)

第二十四条 「略」

2～5 「略」

2～5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第五条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項

震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス小売事業者（同法第六条第一項に規定する者を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。）に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項

のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第四款 認定高度保安実施ガス小売事

業者

(認定高度保安実施ガス小売事業者が設置する

ガス工作物)

第五十一条の二 法第三十四条の二の経済産業省

令で定めるガス工作物は、液化ガス貯蔵設備、

ガス発生設備その他のガスの供給のために用い

「新設」

「新設」

のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第四款

認定高度保安実施ガス小売事

業者

(認定高度保安実施ガス小売事業者が設置する

ガス工作物)

第五十一条の二 法第三十四条の二の経済産業省

令で定めるガス工作物は、液化ガス貯蔵設備、

ガス発生設備その他のガスの供給のために用い

るガス工作物とする。

(認定の申請)

第五十一条の三 法第三十四条の二の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けるとする者（第二号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第二十九の二による認定高度保安実施事業者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を

記載した書類

〔新設〕

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第五十一条の四 法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

2 法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

- 二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた

保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応

〔新設〕

じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるとときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第五十一条の五 前二条の規定は、法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

（変更の届出）

第五十一条の六 法第三十四条の六の規定による
届出をしようとする者は、様式第二十九の四の
認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必
要とする理由を記載した書類を添えて、経済産
業大臣に提出しなければならない。

（認定の取消し等に伴う定期自主検査）

第五十一条の七 認定高度保安実施ガス小売事業
者に係る認定が法第三十四条の八第一項の規定
による取消しその他の事由によりその効力を失
つたときは、当該認定高度保安実施ガス小売事

〔新設〕

〔新設〕

業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行つていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第四十九条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならぬ。

（保安規程に係る特例）

第五十一条の八 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事

〔新設〕

由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第五十一条の十三第一項において同じ。）を保存するものとする。

2|| 認定高度保安実施がス小売事業者は、法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第五十一条の十三第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

(ガス主任技術者に係る特例)

第五十一条の九 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の十前段の場合においては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

- 一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

- 二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者

「新設」

免状の種類及び番号

三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年

月||
日||

四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の

事業場のガス主任技術者を兼ねてている場合は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務の内

容||

六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の

概要

(工事計画の特例)

第五十一条の十 法第三十四条の十一の経済産業

省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の

設置又は変更の工事とする。

一 ばい煙発生施設（大気汚染防止法（昭和四

十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設をいう。以下同じ。）

二 一般粉じん発生施設（大気汚染防止法第二

条第九項に規定する一般粉じん発生施設をいう。以下同じ。）

三 水銀排出施設（大気汚染防止法第二条第十

四項に規定する水銀排出施設をいう。以下同

じ。）

四 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号

〔新設〕

) 第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される同法第二条第一項に規定する特定施設（以下「騒音発生施設」という。）

五 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号

) 第三条第一項の規定により指定された地域内に設置される同法第二条第一項に規定する特定施設（以下「振動発生施設」という。）

認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三十四条の十一前段の場合においては、同条前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3||

前項第一号の工事完成書には、当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすいうように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第五十一条の十一 法第三十四条の十二第一項の

経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は

ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第三十三条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために行うものとする。

3 認定高度保安実施ガス小売事業者は、法第三

十四条の十二第一項後段の規定により自主検査

「新設」

を行つたときは、第四十六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

(定期自主検査の特例)

第五十一条の十二 法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施ガス小売事業者が行う法第三十四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施ガス小売事業者が定める適切な時期に行うものとする。

〔新設〕

(電磁的方法による保存)

第五十一条の十三 保安規程、保安規程の変更記

録、第五十一条の九に規定する記録及び第五十
一条の十一第三項に規定する記録（次項において「記録等」という。）は、電磁的方法により
作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、記録
等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて
直ちに表示されるができるようにしておかなければ
ならない。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経

済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

〔新設〕

(保安規程)

第九十二条 「略」

2～5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第

一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝

型地震防災対策推進地域として指定された地域

内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者

(同法第五条第一項)に規定する者を除き、日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する

津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同

法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝

(保安規程)

第九十二条 「略」

2～5 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地

震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第

一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝

型地震防災対策推進地域として指定された地域

内にガス工作物を設置する一般ガス導管事業者

(同法第六条第一項)に規定する者を除き、日本

海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する

津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同

法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝

周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第四目 認定高度保安実施一般ガス

導管事業者

（認定の申請）

第一百十条の二 法第七十一条の二の認定（以下二

「新設」

周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

〔新設〕

第一百十条の二 法第七十一条の二の認定（以下二

の目において単に「認定」という。）を受けようとする者（第二号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第二十九の二による認定高度保安実施事業者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

（認定の基準等）

第一百十条の三 法第七十一条の三において準用す

る法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定

める基準は、別表第三に定めるところによるも

のとする。

2 法第七十一条の三において準用する法第三十

四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は

次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

〔新設〕

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3 経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第一百十条の四 前二条の規定は、法第七十一条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

〔新設〕

(変更の届出)

第一百十条の五 法第七十一条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第一百十条の六 認定高度保安実施一般ガス導管事業者に係る認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を

「新設」

「新設」

失つたときは、当該認定高度保安実施一般ガス導管事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行つていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第一百八条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第一百十条の七 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合において

〔新設〕

は、その認定を受けた日から当該認定が法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第一百十条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2|| 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第一百十条の十二

第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

(ガス主任技術者に係る特例)

第一百十条の八 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十前段の場合においては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成し

〔新設〕

た日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者免状の種類及び番号

三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年月日

四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねている場合は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務の内

容

六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の
概要

(工事計画の特例)

第一百十条の九 法第七十一条の三において読み替
えて準用する法第三十四条の十一の経済産業省
令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設
置又は変更の工事とする。

- 一 ばい煙発生施設
- 二 一般粉じん発生施設
- 三 水銀排出施設
- 四 騒音発生施設

「新設」

五 振動発生施設

2 認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法

第七十一条の三において読み替えて準用する法

第三十四条の十一前段の場合においては、同条

前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様

式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならぬ

い。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第

二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄

に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3||

前項第一号の工事完成書には、当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第一百十条の十 法第七十一条の三において読み替

えて準用する法第三十四条の十二第一項の経済

〔新設〕

産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2||

法第七十一条の三において読み替えて準用す

る法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第六十九条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するためには十分な方法で行うものとする。

3||

認定高度保安実施一般ガス導管事業者は、法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の規定により自主検査を行つたときは、第一百四条第一項第一号か

ら第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

(定期自主検査の特例)

第一百十条の十一 法第七十一条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が行う法第七十一条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施一般ガス導管事業者が定める適切な時期に行うものとする。

〔新設〕

(電磁的方法による保存)

第一百十条の十二 保安規程、保安規程の変更記録

、第一百十条の八に規定する記録及び第一百十条の十第三項に規定する記録（次項において「記録等」という。）は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、記録等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されるができるようにしておかなければならぬ。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経

済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

〔新設〕

第四款 認定高度保安実施特定ガス導

管事業者

(認定の申請)

第一百三十一条の二 法第八十四条の二の認定（以下この款において単に「認定」という。）を受けようとする者（第一号及び次条第三項において「申請者」という。）は、様式第二十九の二による認定高度保安実施事業者認定申請書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその

〔新設〕

〔新設〕

使用するガス工作物の設置の場所及び種類を記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第一百三十一条の三 法第八十四条の三において準用する法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

2 法第八十四条の三において準用する法第三十四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

〔新設〕

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3

経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項に規定する基準に適合していると認めるときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

（認定の更新）

第一百三十一条の四 前二条の規定は、法第八十四条の三において準用する法第三百四十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

（変更の届出）

第一百三十一条の五 法第八十四条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしようとする者は、様式第二十九の四の認定高度保安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

「新設」

「新設」

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第一百三十一条の六 認定高度保安実施特定ガス導管事業者に係る認定が法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項

の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施特定ガス導管事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行つていないものにあつては、その運転が開始された日）から起算して第一百三十一条第一項において準用する第八条の告示に定める時期を経過したものに限る。）につ

〔新設〕

いて、遅滞なく、定期自主検査を行わなければ
ならない。

(保安規程に係る特例)

第一百三十一条の七 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失う日までの期間（次項において「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、そ

〔新設〕

の変更後のもの。第百三十二条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法

第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第百三十二条の二第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

（ガス主任技術者に係る特例）

第一百三十一条の八 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法第八十四条の三において読み替

えて準用する法第三十四条の十前段の場合にお

いては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解

任した場合にあつては、第一号から第四号まで

に掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選

任又は解任に係る記録を作成し、これをその作

成した日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事

業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏

名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者

免状の種類及び番号

〔新設〕

三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年

月日

四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねてている場合

は、その兼ねてている事業場の名称及び所在地

五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務の内

容

六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の

概要

(工事計画の特例)

第一百三十一条の九 法第八十四条の二において読み

〔新設〕

み替えて準用する法第三十四条の十一の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設置又は変更の工事とする。

一　ばい煙発生施設

二　一般粉じん発生施設

三　水銀排出施設

四　騒音発生施設

五　振動発生施設

2　認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法

第八十四条の三において読み替えて準用する法

第三十四条の十一前段の場合においては、同条

前段に規定する工事の完成後三十日以内に、様

式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を

添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3 前項第一号の工事完成書には、当該工事に係

るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載しなければならない。この場合において、その

届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第一百三十一条の十 法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は

、ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並び

〔新設〕

に機能及び作動の状況について、法第八十四条第一項において準用する法第六十九条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するために十分な方法で行うものとする。

3 認定高度保安実施特定ガス導管事業者は、法第八十四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の規定により自主検査を行つたときは、第一百三十一条第一項において読み替えて準用する第一百四条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

(定期自主検査の特例)

第一百三十一条の十一 法第八十四条の三において
読み替えて準用する法第三十四条の十三後段の
規定により、認定高度保安実施特定ガス導管事
業者が行う法第八十四条第一項において準用す
る法第七十一条の自主検査は、ガス工作物の種
類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保
安実施特定ガス導管事業者が定める適切な時期
に行うものとする。

(電磁的方法による保存)

第一百三十一条の十二 保安規程、保安規程の変更

記録、第一百三十一条の八に規定する記録及び第

〔新設〕

〔新設〕

百三十一条の十三項に規定する記録（次項において「記録等」という。）は、電磁的方法により作成し、保存することができる。

2 前項の規定による保存をする場合には、記録

等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならぬ。

3 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（保安規程）

第一百四十八条 「略」

（保安規程）

第一百四十八条 「略」

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第五条第一項）に規定する者を除き、日本海溝に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる

6 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された地域内にガス工作物を設置するガス製造事業者（同法第六条第一項）に規定する者を除き、日本海溝に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者に限る。次項において同じ。）にあつては、第一項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる

事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

事項について保安規程に定めるものとする。

一・二 「略」

7・8 「略」

第三款 認定高度保安実施ガス製造事

業者

(認定の申請)

第一百六十六条の二 法第一百四条の二の認定（以下

この款において単に「認定」という。）を受け

〔新設〕

〔新設〕

ようとする者（第二号及び次条第三項において
「申請者」という。）は、様式第二十九の二に
による認定高度保安実施事業者認定申請書に次の

書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 認定の申請に係る事業者の体制並びにその使用するガス工作物の設置の場所及び種類を

記載した書類

二 申請者が次条第一項及び第二項に規定する

基準に適合することを説明した書類

(認定の基準等)

第一百六十六条の三 法第一百四条の三において準用する法第三十四条の三第一号の経済産業省令で定める基準は、別表第三に定めるところによるものとする。

〔新設〕

2||

法第一百四条の三において準用する法第三十四条の三第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであること。

二 前号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法の効果を検証し、必要に応じて当該技術の活用について見直しを行う体制を整備していること。

三 第一号に掲げる高度な情報通信技術を用いた保安の確保の方法を積極的に推進していること。

3||

経済産業大臣は、前条の申請の内容が前二項

に規定する基準に適合していると認めるとときは、申請者に様式第二十九の三の認定高度保安実施事業者認定証を交付するものとする。

(認定の更新)

第一百六十六条の四 前二条の規定は、法第一百四条の三において準用する法第三十四条の五第一項の認定の更新に準用する。

(変更の届出)

第一百六十六条の五 法第一百四条の三において準用する法第三十四条の六の規定による届出をしよ

うとする者は、様式第二十九の四の認定高度保

〔新設〕

〔新設〕

安実施事業者変更届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

(認定の取消し等に伴う定期自主検査)

第一百六十六条の六 認定高度保安実施ガス製造事業者に係る認定が法第二百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失つたときは、当該認定高度保安実施ガス製造事業者であつた者は、当該認定に係るガス工作物（前回の定期自主検査を終了した日（定期自主検査を行つていないものにあつては、その運転

〔新設〕

が開始された日）から起算して第一百六十四条の告示に定める時期を経過したものに限る。）について、遅滞なく、定期自主検査を行わなければならない。

（保安規程に係る特例）

第一百六十六条の七 認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第一百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の九前段の場合においては、その認定を受けた日から当該認定が法第一百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の八第一項の規定による取消しその他の事由によりその効力を失うまでの期間（次項にお

〔新設〕

いて「認定期間」という。）、その定めた保安規程（保安規程を変更したときは、その変更後のもの。第一百六十六条の十二第一項において同じ。）を保存するものとする。

2 認定期間
認定期間の三の二において読み替えて準用する法第三百四条の三において読み替えて準用する法第三百四条の九前段の場合（保安規程を変更した場合に限る。）においては、変更の内容、年月日及び理由を記載した記録（第一百六十六条の十二第一項において「保安規程の変更記録」という。）を作成し、これをその作成した日から七年間又は認定期間のいずれか短い期間保存するものとする。

(ガス主任技術者に係る特例)

第一百六十六条の八 認定高度保安実施ガス製造事

業者は、法第二百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十前段の場合においては、次に掲げる事項（ガス主任技術者を解任した場合にあつては、第一号から第四号までに掲げる事項）を記載したガス主任技術者の選任又は解任に係る記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

一 ガス主任技術者を選任し、又は解任した事業場の名称及び所在地

二 選任し、又は解任したガス主任技術者の氏

「新設」

名、生年月日及び住所並びにガス主任技術者

免状の種類及び番号

三 ガス主任技術者を選任し、又は解任した年

月||
日||

四 選任し、又は解任したガス主任技術者が他の事業場のガス主任技術者を兼ねてている場合

は、その兼ねている事業場の名称及び所在地

五 ガス主任技術者がガス主任技術者の職務以外の職務を行つているときは、その職務の内

容||

六 ガス主任技術者の監督に係るガス工作物の

概要||

(工事計画の特例)

第一百六十六条の九 法第一百四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十一の経済産業省令で定めるものは、次に掲げるガス工作物の設置又は変更の工事とする。

- 一 ばい煙発生施設
- 二 一般粉じん発生施設
- 三 水銀排出施設
- 四 騒音発生施設
- 五 振動発生施設

2 認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十一前段の場合は、同条前段に

〔新設〕

規定する工事の完成後三十日以内に、様式第二十九の五の工事完成届出書に次の書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一 工事完成書

二 当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の下欄

に掲げる書類

三 工事工程実績表

四 変更の工事の場合にあつては、変更を必要とした理由を記載した書類

3

前項第一号の工事完成書には、当該工事に係るガス工作物の属する別表第二の上欄に掲げる種類に応じて、同表の中欄に掲げる事項を記載

しなければならない。この場合において、その届出が変更の工事（廃止の工事を除く。）に係るものにあつては、変更前と変更後とを対照しやすいように記載しなければならない。

（使用前検査の特例）

第一百六十六条の十 法第二百四条の三において読み替えて準用する法第三百四十四条の十二第一項の経済産業省令で定めるものは、別表第一の上欄に掲げる工事の種類に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるものに係るガス工作物とする。

2 法第二百四条の三において読み替えて準用する

法第三十四条の十二第一項後段の自主検査は、

〔新設〕

ガス工作物の各部の損傷、変形等の状況並びに機能及び作動の状況について、法第百二条第二項各号のいずれにも適合していることを確認するためには十分な方法で行うものとする。

3 認定高度保安実施ガス製造事業者は、法第四条の三において読み替えて準用する法第三十四条の十二第一項後段の規定により自主検査を行つたときは、第一百六十条第一項第一号から第六号までに掲げる事項を記載した記録を作成し、これをその作成した日から七年間保存するものとする。

(定期自主検査の特例)

第一百六十六条の十一 法第一百四条の二において読み替えて準用する法第三十四条の十三後段の規定により、認定高度保安実施ガス製造事業者が

行う法第一百四条の自主検査は、ガス工作物の種類、運転時間及び状態を勘案して、認定高度保安実施ガス製造事業者が定める適切な時期に行うものとする。

(電磁的方法による保存)

第一百六十六条の十二 保安規程、保安規程の変更

記録、第一百六十六条の八に規定する記録及び第

百六十六条の十第三項に規定する記録（次項に

おいて「記録等」という。）は、電磁的方法に

〔新設〕

〔新設〕

より作成し、保存することができる。

2|| 前項の規定による保存をする場合には、記録

等が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにしておかなければならぬ。

3|| 第一項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第団十七条の十までの規定は、法第一百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用す

第一百七十条 電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第四十七条の五から第団十七条の十までの規定は、法第一百七条第一項のあつせん及び同条第三項の仲裁について準用す

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第四十 七条の 五第一 項	令第二 十六条 ガス事業法施行令（昭和 二十九年政令第六十八号 ）第十二条において読み 替えて準用する令第二十 六条
第二項 項	令第三 十二条 項 用する令第三十一条第二 二項	ガス事業法施行令第十二 条において読み替えて準 用する令第三十一条第二 二項	

る。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

		第四十 七条の 五第一 項	令第二 十六条 ガス事業法施行令（昭和 二十九年政令第六十八号 ）第十一条において読み 替えて準用する令第二十 六条
第二項 項	令第三 十二条 項 用する令第三十一条第二 二項	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準 用する令第三十一条第二 二項	

第四十 令	七 条の 第四十 六 七 条の 第四十 項及び 五第二 七 条の	〔略〕
ガス事業法施行令第十二	ガス事業法施行令第十二 条において読み替えて準用する令	〔略〕 ガス事業法施行令第十二 条において準用する令
ガス事業法施行令第十一	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準用する令	〔略〕 ガス事業法施行令第十一 条において準用する令

第四十 令	七 条の 第四十 六 七 条の 第四十 項及び 五第二 七 条の	〔略〕
ガス事業法施行令第十一	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準用する令	〔略〕 ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準用する令
ガス事業法施行令第十一	ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準用する令	〔略〕 ガス事業法施行令第十一 条において読み替えて準用する令

第二百十条の二 法第百七十条の二の経済産業省

令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 認定高度保安実施ガス小売事業者
- 二 認定高度保安実施一般ガス導管事業者
- 三 認定高度保安実施特定ガス導管事業者
- 四 認定高度保安実施ガス製造事業者
- 五 一般ガス導管事業者
- 六 ガス製造事業者

2 前項に掲げる者は、独立行政法人情報処理推進機構が行う調査に協力するよう努めるものとする。

〔新設〕

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二百五十五条 都道府県知事は、法第百七十七条

第一項の規定により報告の徴収を行つたときは

、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、

その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地

を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大

臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第百七十七条第一項の規定により

報告の徴収を行つたときは、令第十九条第二項

の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の

徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業

局長を経由して経済産業大臣に報告しなければ

第二百五十五条 都道府県知事は、法第百七十七条

第一項の規定により報告の徴収を行つたときは

、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、

その旨を当該報告の徴収に係る事業場の所在地

を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大

臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第百七十七条第一項の規定により

報告の徴収を行つたときは、令第十八条第二項

の規定により、遅滞なく、その旨を当該報告の

徴収に係る事業場の所在地を管轄する経済産業

局長を経由して経済産業大臣に報告しなければ

ならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百六条 都道府県知事は、その職員に、法第一百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十九条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

ならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第二百六条 都道府県知事は、その職員に、法第一百七十二条第一項の規定により立入検査をさせたときは、令第十八条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第九十九による報告書を、当該立入検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 「略」

3 市長は、その職員に、法第百七十二条第一項

の規定により立入検査をさせたときは、令第十
九条第二項の規定により、その年度中の立入檢

査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日ま

でに、様式第九十九による報告書を、当該立入

検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業

局長を経由して経済産業大臣に提出しなければ

ならない。この場合において、当該市長は、当

該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に

提出することができる。

4 「略」

3 市長は、その職員に、法第百七十二条第一項

の規定により立入検査をさせたときは、令第十
八条第二項の規定により、その年度中の立入檢

査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日ま

でに、様式第九十九による報告書を、当該立入

検査に係る事業場の所在地を管轄する経済産業

局長を経由して経済産業大臣に提出しなければ

ならない。この場合において、当該市長は、当

該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に

提出することができる。

4 「略」

第二百七十七条 都道府県知事は、法第百七十三条

第二百七十七条 都道府県知事は、法第百七十三条

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第一百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十九条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第一百七十三条第一項の規定によりガス用品を提出すべきことを命じたときは、令第十八条第二項の規定により、遅滞なく、その旨を当該命令に係る事業場の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

備考　表中の「」は注記である。

別表第一第二の項上欄中「大気汚染防止法第二条第十三項に規定する水銀排出施設（以下「水銀排出施設」という。）」を「水銀排出施設」に改め、同項中欄中「大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項に規定するばい煙発生施設（以下「ばい煙発生施設」という。）」を「ばい煙発生施設」に、「大気汚染防止法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設（以下「一般粉じん発生施設」という。）」を「一般粉じん発生施設」に、「振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「振動発生施設」という。）」を「振動発生施設」に、「騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設であつて、同法第三条第一項の規定により指定された地域内に設置するもの（以下「騒音発生施設」という。）」を「騒音発生施設」に、「第十八条の二十二」を「第十八条の二十七」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三（第五十一条の四、第一百十条の三、第一百三十一条の三、第一百六十六条の三関係）

項目	認定の基準
一本社の関与及び法令遵守の確保	1 法人の代表者によつて、保安の確保に関する理念、基本方針、法令遵守のための指針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。また、これらの諸施策が法第三十四条の二の認定、法第七十一条の二の認定、法第八十四条の二の認定又は法第一百四条の二の認定（以下この表において単に「認定」という。）に係る事業者の全ての従業員に理解され、実施され、かつ、維持されていること。 2 法人の代表者が、前号の諸施策に照らして、保安の確保に関する予算及び人材等の資源の配分について定期的に検証を行い、必要に応じてその配分の見直しを行つていること。 3 認定に係る事業者における法令違反等に関する報告の受付等の業務を行う組

二 保安に係る リスク管理の 体制	<p>織が、独立して設置されており、かつ、適切に運営されていること。</p>
三 サイバーセ キュリティの 確保	<p>1 各事業所を統括し、保安管理を担当する部門（この表において「保安管理部門」という。）が設置されており、設備管理計画等に当該部門の意見が十分に反映されることが明確に定められ、文書化され、かつ、意見が十分反映されていること。</p> <p>2 本社又は本社の委任を受けた者が、事業所に対し、保安管理の実施状況について定期的に監査を実施することが明確に定められ、文書化され、かつ、適切に実施されていること。</p> <p>3 保安管理部門及び事業所が、経済産業大臣が定める基準に従つて、保安管理に関する計画の策定、実施、評価及びその改善を継続的に行つていること。</p> <p>認定高度保安実施ガス小売事業者につきましては第二十四条第一項第六号、認定高度保安実施一般ガス導管事業者につきましては第九十二条第一項第六号、認定高度保安実施特定ガス導管事業者につきましては第百三十一条第一項において準用する第九十</p>

二条第一項第六号、認定高度保安実施ガス製造事業者にあつては第一百四十八条第一項第六号の規定に基づきサイバーセキュリティの確保のための措置を講じており、サイバーセキュリティに関する最新の知見を踏まえて当該措置の評価及びその改善を継続的に行つていること。

様式第二十九の次に次の四様式を加える。

様式第29の2（第51条の3、第110条の2、第131条の2及び第166条の2並びに第51条の5、第110条の4、第131条の4及び第166条の4関係）

認定高度保安実施事業者認定申請書

年　月　日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第34条の2（第71条の2）（第84条の2）（第104条の2）（第34条の5第2項において準用する同法第34条の2）（第71条の3において準用する同法第71条の2）（第84条の3において準用する同法第84条の2）（第104条の3において準用する同法第104条の2）の規定により、認定高度保安実施事業者の認定（認定の更新）を受けたいので、次のとおり申請します。

認定を受けようとするガス事業者の種別			
申　　請　　の　　種　　類			
遵守事項 (注)	法人の代表者は、申請に係る事業者を第51条の4（第110条の3）（第131条の3）（第166条の3）に規定する基準に適合させる責任を有すること。	<input type="checkbox"/>	
	法人の代表者は、申請その他認定に関する業務を統括し、認定業務の責任者となること。	<input type="checkbox"/>	

（注）右記の事項を遵守することに同意する場合には、ボックスにチェックを付すこと。

- 備考 1 「認定を受けようとするガス事業者の種別」の欄には、ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者又はガス製造事業者のいずれかを記載すること。
2 「申請の種類」の欄には、当該認定が新規又は更新のいずれであるかを記載すること。
3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第29の3（第51条の4、第110条の3、第131条の3及び第166条の3関係）

認定高度保安実施事業者認定証

年　月　日

殿

経済産業大臣　名

ガス事業法第34条の2（第71条の2）（第84条の2）（第104条の2）の規定により次のとおり認定します。

認定に係るガス事業者の種別	
認定年月日	
認定の有効期限	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第29の4（第51条の6、第110条の5、第131条の5及び第166条の5関係）

認定高度保安実施事業者変更届出書

年　月　日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

次のとおり認定に係る事項（保安の確保のための組織又は保安の確保の方法）を変更したので、ガス事業法第34条の6（第71条の3において準用する同法第34条の6）（第84条の3において準用する同法第34条の6）（第104条の3において準用する同法第34条の6）の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更年月日	

備考 1 「変更の内容」の欄には、変更前と変更後とを対照しやすいように記載すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第29の5（第51条の10、第110条の9、第131条の9及び第166条の9関係）

工事完成届出書

年　月　日

経済産業大臣 殿

住所

氏名（名称及び代表者の氏名）

ガス事業法第34条の11（第71条の3において準用する同法第34条の11）（第84条の3において準用する同法第34条の11）（第104条の3において準用する同法第34条の11）の規定により別紙工事完成書のとおり工事の完成を届け出ます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九十九中「第18条第2項」を「第19条第2項」と改める。

(ガス用品の技術上の基準等に関する省令の一部改正)

第一条 ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年通商産業省令第一一十七号）の一部を次のように改正する。

第三十三条中「第十六条」を「第十七条」に改める。

(ガス関係報告規則の一部改正)

第二条 ガス関係報告規則（平成一十九年経済産業省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同条第一項の表第一の項から第十の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改め、同表第十一の項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改め、同表第十二の項から第十七の項までの規定中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

第四条第一項中「第七条第三項」を「第八条第三項」に改める。

(ガス事業託送供給収支計算規則の一部改正)

第四条 ガス事業託送供給収支計算規則（平成二十九年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第十九条第四項」を「第二十条第四項」に改める。

（ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条 ガス事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和五年経済産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条のうちガス事業法施行規則様式第五十四の改正規定中「届け出ます」を「申請します」を「届け出ます」を「申請します」に、同令様式第九十九の改正規定中「第十四条第二項」を「第十八条第二項」を「第14条第2項」を「第18条第2項」に改める。

附 則

この省令は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から施行する。